

## エグゼクティブ・サマリー

このガイドの目的は、政府、立法者、市民社会のアクター、その他公共の利益のために行動する人に対し、平等と無差別に対する権利についての国際的な法基準に沿った包括的反差別法を策定するための、権威あるガイダンスを提供することです。このガイドは、これらの国際基準の発展、解釈、履行を詳細に検討した上で、国内法が国際法に沿ったものになるよう、その法律の中に組み込まれなければならない、鍵となる原則を定めています。これらの原則は、このエグゼクティブ・サマリーの中に記されています。

このサマリーに記されている基準は、あらゆる形態の差別を撤廃し平等を実現するため、そして平等と無差別に対する権利を尊重、保護、充足するという、国際法の中で核となる国の義務を果たすために、包括的かつ効果的な反差別立法に必要とされる内容を示しています。このサマリーで紹介されている法律の要素は、ガイドの各章内で詳細に検討されるように、国際人権法に基づくものです。研究方法についてのところで説明されているように、このガイドは、この分野における国際法の詳細な検討に加え、幅広いステークホルダーとの広範な協議を経て作成されました。その中では、関連する国際基準の議論とともに、世界中の立法者が、国際法の要件をどのように国内法秩序に組み込んでいるかという事例が紹介されています。さらに、主要な法的概念の詳細な説明と、実務上どのように運用されているかを示すケーススタディや事例も含まれています。

ガイド全体には国際法基準の策定、解釈、及び適用に関する詳細な議論も含まれていますが、このサマリーでは、国際基準を遵守するために、国内法に組み込まなければならない鍵となる原則だけを定めています。そのため、このサマリーはガイドの内容を要約するだけでなく、包括的反差別立法の策定に関わる人々にとっての独立したツールキットとしても役立ちます。多くの場合には、この法分野における国際基準を遵守するために、国は規則、手続き、または制度等を制定する必要がありますが、それらを国内法にどのように反映させるかについては裁量が認められています。他の場合には、国は、条約そのものや権限ある機関による解釈などを含め、国際法文書に規定されている特定の定義を採用することが求められます。後者の場合は、関連する定義をテキストボックスで示し、立法者や法律策定に関わる市民社会関係者が、国際人権基準との整合性を確保するために、法案に直接組み込むことができるようになっています。これ以外に、このサマリーは法律が何を規定しなければならないかに関して、指示と指針を提供しています。

### I. 包括的反差別法を制定する義務

包括的反差別立法<sup>1</sup>とは、あらゆる形態の差別を撤廃し、すべての人の平等を促進する目的およ

---

<sup>1</sup> 本ガイドでは、「包括的反差別立法」と「包括的反差別法」は同じ意味で使われています。

び効果を狙って制定される法律です。

国は、すべての人の平等と無差別に対する権利を尊重し、保護し、充足するという国際人権法上の義務を果たすために、包括的反差別立法を制定しなければなりません。あらゆる形態の差別の禁止と平等の実現は、マイノリティの保護に関する国際法の中心でもあるため、このような法律の制定はマイノリティの権利保護のためにも必要な要素です。

包括的反差別立法は、特別の反差別法（特定の集団に対しての、特定の事由による、または特定の生活分野における差別を禁止する法律）とは異なるものです。また、国内憲法やその他の法律で保障された一般的な無差別・平等とも区別されます。

国は、特定の集団に属する人々の参加を妨げる構造的障壁を特定し、対処するために、特別の反差別法やその他の法律を制定することができます。このような法律や一般的な無差別規定の制定は、包括的法律を制定する義務と対立するものではありませんが、それを免除するものでもありません。つまり、国は、すでに施行されている特定の法律やその他の無差別規定の制定とは無関係に、包括的反差別立法を制定することが求められます。

反差別法の実効性を確保するため、国は平等と無差別に対する権利を実効的に執行・履行するための詳細な規則、制度、手続きを定め、公的機関や私的アクターを含め、すべての人に適用される明確な義務を定めなければなりません。これらの規定は、包括的反差別立法そのものの中に含まれる形でもよいし、あるいは民事訴訟手続きなどの分野における法改正を通じて定めることも可能です。

包括的反差別立法は、通常、単独の法律という形で実現されます。少数の国では、2つまたはそれ以上の法律の組み合わせが制定され、それによって、共同で包括的またはそれに近い範囲をカバーしています<sup>2</sup>。さらに、単独の法律という形をとる国であっても、国の義務の一部を実現するために、その他の法律や政策の制定が必要となる場合もあります<sup>3</sup>。このガイドでは、「包括的反差別法」と「包括的反差別立法」という用語は同じ意味で使われています。

---

<sup>2</sup> 例えば、南アフリカでは、2000年に制定された「平等の推進と不当な差別の防止に関する法律」は、雇用の分野では適用されません。この分野は、1998年に制定された雇用平等法によって規制されており、補完的な平等と無差別が保障されています。フィンランドでは、2014年に制定された無差別法において、差別事由として「ジェンダー」は明示されていません。しかし、同法第3条（1）によれば、ジェンダーに基づく差別の禁止とジェンダー平等の推進に関する規定は、1986年の「男女平等法」によって規律されています。

<sup>3</sup> 例えば、差別事件の立証責任を規定する手続き上の規則は、民事訴訟法または証拠に関する規則の中に含まれることがあります。

## II. 包括的反差別法の内容

包括的であるためには、反差別立法は数々の基準を満たさなければなりません。特に、国際人権法は、反差別立法が以下のようなものであることを要求しています。

- ・ 差別の事由について、広範かつ無制限のリストに基づき、法によって規律されるすべての生活分野において、あらゆる形態と発現の差別を禁止すること。
- ・ 国際人権法で認められた定義と一致した、あらゆる形態の差別の明確な定義を提供すること。
- ・ 差別や不利益を経験し、またはそれらにさらされている人および集団に対する平等の実現に向けた、ポジティブ・アクション措置の制定を明確に許可し、要求し、及び規定すること。
- ・ アクセシビリティを確保し、平等に関する義務を制定することで、公的および私的領域で、平等および無差別に対する権利を実施可能に (*operationalize*) すること。
- ・ 実効的、抑止的かつ均衡性のある制裁を含む実効的な救済、被害者に対する認知、金銭賠償および原状回復、ならびに関連する制度的および社会的救済を規定していること。
- ・ 司法へのアクセスを確保するために必要な手続き上の保障措置と調整が定められていること。これには、申立人により差別の疎明がなされた後の立証責任の転換規定や、被害者化 (victimization, 報復) の禁止に関する規定が含まれるが、これらに限定されない。
- ・ 実効性を確保できるだけの十分な資源、機能、権限を持った、独立かつ専門的な平等確保のための機関の設立を規定すること。
- ・ 構造的差別に対処し、平等の実現を図るために必要なその他の履行措置の制定を義務づけていること。これには、政策の差別的な影響を事前に特定、回避するため、また平等の実現に必要な影響を評価しつつ確保するための、公法と政策のあらゆる側面で平等影響評価の利用が含まれるべきである。

### A. 差別の禁止

包括的であるために、反差別立法は、その特徴を広範かつ無制限に記すリストを基盤に、法が規律するすべての生活分野における、あらゆる形態の差別を定義し、禁止しなければなりません。無差別に対する権利は、(a) 権利の人的範囲、(b) 禁止される行為の形態、(c) 権利の事項的範囲、(d) 正当化、という4つの側面を持つものと理解することができます。反差別法は、これらの各側面において明確な定義を提供しなければなりません。

#### 1. 人的範囲

国際法の要件を満たすために、包括的反差別立法は、保護される事由を広範かつ無制限に記すリストに基づき、発生する差別を禁止しなければなりません。そのためには、国際法において承認さ

れているすべての特性と、特定の社会で保護を必要とするその他の事由を明確に保護することが求められます。包括的反差別法は、「その他の地位」あるいは同様の規定を含むことにより、差別事由が追加される可能性を認めるものでなければなりません。また、反差別法には、新たな差別の事由を特定し、認知するための基準を含むことができます。

年齢、出生、市民的地位、家族的地位又は介護者の地位、皮膚の色、カーストを含む世系、障害、経済的地位、民族性、性別表現、性自認、遺伝性のまたはその他の病気に対する体質、健康状態、先住民族の出身、言語、婚姻上の地位、母性・父性の地位、移民の地位、マイノリティの地位、国民的出身、国籍、居住地域、人権擁護者の地位、労働組合員または所属政党を含めた政治的またはその他の意見、妊娠、財産、人種、難民または庇護の地位、宗教または信念、性とジェンダー、性徴、性的指向、社会的出身、社会的状況、その他のあらゆる地位による差別が禁止されます。

反差別立法は、以下のような状況において発生する差別を禁止しなければなりません。(a) 何らかの特徴を持つ集団や他の個人との関係性に基づき発生するもの。および (b) ある人が何らかの特性を有しているとみなすこと（正確かどうかは別として）に起因するもの。また、差別は、それが複数の特徴の組み合わせで生じる場合（複合差別）にも禁止されなければなりません。

差別の禁止には、関係者差別やみなし差別が含まれます。

みなし差別（discrimination based on perception）は、人が保護される特徴を有するとの（正確か否かを問わず）認識（perception）に基づき不利益を被る場合に生じます。関係者差別（discrimination based on association）とは、保護される特徴を有する他の人または集団との関係性（association）に基づいて、人が不利益を被る場合に生じます。

差別の禁止は、複合的（交差的および累積的）差別を含み、それに伴う特定の危害を認知するものです。

## 2. 禁止される行為

包括的反差別立法は、以下のものを含む、国際法で認められたすべての形態の差別を明確に定義し、禁止する必要があります。(a)直接差別、(b)間接差別、(c) ハラスメント、(d) 合理的配慮の拒否、(e) アクセシビリティ確保の不備、(f) 分離・隔離、(g) 被害者化（報復）反差別法は、あらゆる形態の差別の指示および扇動を禁止しなければなりません。差別は、意図的に行われることもあります。また、差別は、あからさまである場合もあれば、ひそ

かに行われる場合もあります。

差別の禁止は、あらゆる形態の差別を含み、以下の各行為を含みます。

- 直接的な差別は、ある人が一つまたは複数の差別事由に基づき、他の人が同等の状況で扱われる、扱われた、または扱われるであろう場合よりも不利に扱われる場合、またはある人が一つまたは複数の差別の事由に基づき損害を受ける場合に発生します。
- 間接差別は、ある規定、基準、慣行が、1つまたは複数の差別事由に関連する地位や特性を持つ人に対し、均衡性を欠くような悪影響を与える場合、または与える可能性がある場合に発生します。
- 差別事由に基づくハラスメントは、差別事由のいずれかに関連した意に反する行為が行われ、それが人の尊厳を侵害し、その人に対し威圧的、敵対的、品位を傷つける、屈辱的、または攻撃的な環境を作り出す目的または効果をもつ場合に発生します。
- 合理的配慮とは、法律によって規律されるあらゆる生活分野において、他の者との平等を基礎として、人権および基本的自由の享有または行使ならびに平等な参加を保障するための必要かつ適切な変更、調整もしくは支援であり、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものを意味します。合理的配慮の拒否は差別の一種態です。
- アクセシビリティは、物理的環境、交通、情報および通信、職場、教育および医療の場、ならびに公衆に開放され、または提供されるその他の施設およびサービスへの平等なアクセスを確保するために必要な措置の制定や実施を要求する積極的かつ体系的な義務です。国は、生活のあらゆる領域において、アクセシビリティを確保する義務を負っています。アクセシビリティ基準を守らないことは、禁止される行為の一種態です。
- 隔離は、特定の事由を共有する人々が、完全かつ自由で十分な情報に基づいた同意なしに分離され、制度、物品、サービス、権利または物理的環境に対して異なるアクセスを提供される場合に発生します。
- 被害者化は、差別の訴えや平等規定の実施を目的とした手続きに関与した結果、不利な扱いや結果を経験する場合に発生します。

セクシュアル・ハラスメントは、性的な性質を持った、意に反する行為や態度を伴う個別の形態の危害です。セクシュアル・ハラスメントを禁止する義務は、特定的かつ補完的な義務を構成します。国は、特定の性犯罪に関する法律、より広範な刑事法、またはその他の法律において、セクシュアル・ハラスメントを禁止することができます。セクシュアル・ハラスメントの禁止は、上記の差別事由に基づくハラスメントの禁止とは別に、追加的に定義される必要があります。

セクシュアル・ハラスメントは、性的性質を持つ意に反した行為が行われ、それが特定の人の尊厳を侵害し、脅迫的、敵対的、品位を傷つける、屈辱的または攻撃的な環境を作り出す目的または効果をもつ場合に発生します。

### 3. 事項的範囲

包括的反差別法は、法律によって規律される生活のすべての領域において差別からの保護を提供し、公的・私的アクターを含むすべての人の行為を対象としなければなりません。

差別の禁止は、法律で規律された生活のすべての領域に適用されます。差別を差し控える義務は、公的機関や私的団体を含む（ただしこれに限らない）すべての人に適用されます。

### 4. 正当化

状況によっては、保護されるべき差別の事由に基づいて生じる待遇の違い、または規定、基準、慣行の差異ある影響が正当化される場合があります。いかなる正当化も、包括的反差別立法において確立された明確な基準に照らして評価されるべきです。これらの基準には、正当な目的の存在と、その目的を達成するための手段が適切、必要かつ均衡性を有することの確認が含まれるべきです。正当な目的は、差別的な固定観念に依拠することでは決して正当化され得ません。特定の禁止される行為（ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、被害者化を含む）は、一当然のことですが—正当化することはできません。直接差別は、厳密に定義された基準に基づき、例外的にのみ正当化することが可能です。

正当な目的に従って制定された規定、基準、または慣行で、その目的のために適切で、必要かつ均衡性を有するものは、差別の認定をもたらしません。直接的な差別が正当化されるのは、極めて例外的な場合のみです。

### B. ポジティブ・アクション

包括的反差別立法は、ポジティブ・アクション措置をとることを明確に許容し、かつ要求しなければなりません。ポジティブ・アクション（アファーマティブ・アクション、特定措置、暫定的特別措置と呼ばれることもあります）は、平等を推進・達成し、不利益・不平等を是正する目的で策定され、対象を絞ったあらゆる措置を含みます。ポジティブ・アクションは、孤立、隔離、固定観念またはステイグマの永続をもたらしたり、不平等または別個の基準の維持につながったりするものであってはなりません。ポジティブ・アクション措置は期限付きでなければなりませんが、不利益・不平等を撤廃するために持続的な積極的变化をもたらすため、十分な期間をもって設定されなければなりません。

平等の権利のためには、ポジティブ・アクションの策定が必要です。

ポジティブ・アクションは、不平等を削減または撲滅し、平等を実現するための、対象を絞った立法、行政または政策上のあらゆる措置を含みます。このような措置は期限付きで、定期的な見直しが行われ、平等を促進したまは達成するという目的に相応するものでなければなりません。

期限付きとは、必ずしも期間が短いという意味ではありません。ポジティブ・アクション措置は、その目的が達成された時点で終了されなければなりません。

ポジティブ・アクションは差別には当たりません。

## C. 平等に関する義務

### 1. アクセシビリティ

国は、物理的環境、交通、情報と通信、施設およびサービスに対してのアクセスを、他の者との平等を基礎として、確保する義務があります。アクセシビリティは、積極的で体系的な義務です。また、アクセスが個別に要求されるか否かにかかわらず存在する事前の義務であり、提供者の負担を理由に遵守を怠ることが許されないという意味で、無条件の義務です。

反差別法は、アクセスの平等を妨げる障壁を特定し除去するために、国と私的アクターの両方にに対する義務を定める必要があります。また、国に対し、アクセシビリティに関する最低基準およびガイドラインを策定、公布し、その実施を監視する義務も定める必要があります。アクセシビリティ基準を遵守しないことは、包括的反差別立法のもとで禁止されるべき差別の一つ形態です。

### 2. 立法上の平等に関する義務

包括的反差別立法は、平等と無差別に対する権利を運用可能にし、公的機関およびその他の義務の名宛人を制度と業務へと統合することを確保するために、実効的かつ必要な手段を提供する立法上の平等に関する義務の確立を規定するべきです。平等に関する義務は、差別行為を事前に回避しようとする防止義務、公的組織および私的セクターの組織の業務・運営において平等を推進しようとする制度的義務、平等に関する目標を公的意思決定のプロセスに統合し、そこにおいて中心化する主流化義務などを含みます。実効的であるためには、これらのアプローチの組み合わせが必要です。

## D. 実効的な救済

反差別法は、差別からの実効的な救済を規定すべきです。救済には、差別に責任があると認められた者に対する制裁、差別の被害者に対する認知、金銭賠償および原状回復を含む賠償、ならびに差別の社会的原因および結果に対処するために設計された制度的および社会的措置が含まれますが、これらに限定はされません。反差別法は、差別に対し実効的で抑止力があり、かつ均衡性をもった制裁を規定すべきです。また、金銭賠償、原状回復、リハビリテーションなどを含む、差別の被害者の認知と賠償を規定すべきです。賠償は、被害者に焦点を当て、かつ平等に配慮したものでなければなりません。

反差別法は、裁判所および差別事案の決定に責任を有する機関に、差別を是正し、抑止し、および防止し、再発防止を確保するために適切な制度的または社会的措置を命じる権限を与えるべきです。国内法が差別被害者のための救済措置の種類を規定している場合、そのような可能な救済措置のリストは網羅的であってはならず、裁判所および他の裁定機関は、いかなる特定のケースにおいても、問題となっている危害に適した救済措置を設定する裁量権を持つべきです。

## E. 執行と司法へのアクセス

包括的反差別法は、差別経験者が司法に実効的にアクセスできることを確保しなければなりません。司法への実効的なアクセスは、司法判断適合性、利用可能性、アクセシビリティ、質、説明責任から成ります。

これらの要件を満たすために、国は、農村部を含む領域全域で差別の苦情に対処するために、十分な資源を有する独立した公平な執行機関を設置し、維持しなければなりません。このような機関には、平等確保のための機関を含む司法および行政の機構が含まれます。これらの機関には、差別があったと確認された状況において実効的な救済を提供するために、適切な執行権限が付与されるべきです。このような機関は、良質で説明責任を持ち、差別にさらされている人および集団の意見、状況およびニーズに敏感に対応し、かつ参加型のものでなければなりません。

国は、アクセシビリティ措置と手続上の便宜を通して、執行システムへの参加に対する法的、財政的、物理的、コミュニケーション的、その他の障壁を取り除かなければなりません。無差別に対する権利の実現を確保するために、必要であればどこでも法律扶助とサポートが提供されるべきです。

当事者適格と利害関係のある第三者の参加については、包摂的なアプローチがとられるべきです。

反差別立法は、差別を立証しうる証拠の許容性に何らの障壁もないことを確保すべきです。証拠に関する規則は、実効的な司法を確保することに適応するものでなければなりません。これには、刑法を除くすべての法分野において、差別の一応の事実が立証された時点で、原告から被告への立証責任の「転換」を要求する規則の採用が含まれます。

差別を受けたと申し立てた者が、裁判所その他の権限ある当局において、差別があったと推定される事実を立証した場合（一応の証明がある事件）においては、被告が無差別に対する権利の侵害がなかったことを立証しなければなりません。

多くの場合、差別の被害者は、国内での救済手続きをすべて尽くした後にのみ、国際的なレベルでの司法手続きを利用できるようになります。国は、関連する国連人権条約の選択議定書を批准するか、または関連する国際人権条約の下で必要な宣言を行うことによって、個人が国連条約機関に差別の苦情を提出できるよう確保すべきです。包括的反差別立法を制定する際、国はその機会をとらえてこれらの宣言を行い、また国内制度に対する役割を確認し、公衆にその利用可能性を知らせるべきです。

## F. 平等確保のための機関

包括的反差別法は、独立、実効的かつアクセスしやすい平等確保のための機関（以下、平等機関）の設立を規定しなければなりません。これらの機関は、平等を促進し、差別を防止するというその任務のすべてを完全かつ実効的に果たすために必要な資源を与えられ、また機能と権限を付与されなければなりません。これらの機関は、以下のことが可能でなければなりません。（a）差別や不寛容にさらされている人々や集団に法的助言や代理を含む支援を提供し、それら人々のために訴訟を起こすこと（b）あらゆるセクターにおいて平等に関する優良実践を促進すること（c）調査・研究を行うこと（d）権利に関する情報を提供し、平等に関する公衆の議論に関与すること（e）政策上の助言を提供すること。また、平等機関に、差別に関する苦情を検討し、勧告または決定を行う権限を与えることも可能です。平等機関が意思決定権を有する場合、平等機関は、実効的な司法へのアクセスを確保し、救済と制裁の両方を提供するための権限を付与されなければなりません。

## G. 実施

包括的反差別立法は、国に対して、平等と無差別に対する権利を実現するために、その制度的・政策的義務を果たすことを求め、またそのための枠組みを提供するものでなければなりません。これは、他の義務の中でも特に以下のものを必要とします。

- 平等と無差別に関する政策と戦略の開発、採択及び実施、ならびに他のすべての政策とプログラムにおいて平等と無差別の考慮を主流化すること。
- 公法および政策のあらゆる側面に平等影響評価を組み込むこと。平等影響評価は、あらゆる差別的影響を特定し回避するために、また、差別を経験した人や集団の個別のニーズを特定し対処するために、また、平等が効果的に推進されることを確保するために、法律、政策または決定を予防的、協議的、かつデータに基づいて評価すること。
- 細分化されたデータの収集、分析、公表を通じて、平等と非差別、および法律、政策、実践の実効性を監視する枠組みを確立すること。
- 差別と闘い平等を促進するために設計された法律、政策、制度的取り組みにおいて、差別を経験した人および集団、およびその代表団体が参加し協議するためのメカニズムを設置し実施すること。

また、国際法は、差別的な法律、政策または慣行、あるいは運用において差別につながるそれらを改正し、または廃止するための、あらゆる適切な措置をとることを国に求めていきます。

## H. マイノリティの権利と反差別法

平等と無差別に対する権利は、マイノリティの権利の中核をなすものです。これらの権利はマイノリティに対して等しく適用され、マイノリティの権利を実現するために不可欠なものです。国民的、民族的、宗教的、及び言語的マイノリティの権利実現には、無差別に対する権利を効果的に保護し、実現することが必要です。そのため、国がマイノリティの権利を尊重し、保護し、充足する義務を果たすには、包括的反差別法の制定、施行、執行が不可欠です。

差別の禁止は、マイノリティの権利に内在しています。国は、マイノリティの権利を保障するための取り組みの中で、無差別に対する権利のあらゆる側面が実効的であるように確保しなければなりません。これには、法律、政策、慣行が、マイノリティに属する個人がその文化を享有し、その宗教を信仰し、かつ実践し、またはその言語を使用することに関して、直接的または間接的に差別することがないようにすることができます。また、マイノリティに属する構成員が、そのグループの他の構成員と共に、文化・宗教を実践し、言語を使用する権利を尊重し確保するための措置が、いかなる根拠によっても差別につながらないようにすることも含まれます。

無差別と平等に対するマイノリティの権利は、広範なマイノリティの権利が実効的で、かつ現実的に実施される保障なしには、効果的に実現されることはありません。これらには、マイノリティのコミュニティに関連するあらゆる事項への承認、真の参加、および協議が含まれます。

無差別に対する権利はマイノリティの権利の享有の中心ですが、これらの権利の実現には、さま

ざまな特定の立法的な、政策的な、そして実践的な措置が必要であり、国は包括的反差別立法の制定と並行してそれらを策定するべきです。特定の集団、特に先住民族は、マイノリティの中核的要求として定められたもの以上の国際人権法上の明確な権利を享有しています。

## I. 差別的暴力とヘイトクライム

あらゆる形態の差別を撤廃するという公約と国際法上の義務を果たすために、国は差別的暴力およびその他の偏見を動機とする性質上犯罪的な行為を、犯罪化しなければなりません。国は、差別事由に関連する理由で暴力行為やその他の犯罪または軽犯罪が行われた場合、刑事法が偏見に基づく動機を明確に認知し、それを別箇に犯罪化することを確保しなければなりません。

刑事法および軽犯罪法は、国際法の下で認められたあらゆる差別事由によって生起するいかなる犯罪についても、偏見に基づく動機の認知を規定すべきです。この認知は、差別的暴力やヘイトクライムに関連する特別な刑事法規定を設けること、あるいは現存の犯罪行為に関連する刑事法規定に偏見に基づく動機に関する限定規定を追加することによって行うことができます。後者の場合、偏見に基づく動機が、関連しうるすべての犯罪行為および軽犯罪行為に関して認定されることが重要です。憎悪や敵意を動機とする偏見の認定は、量刑に反映される必要があります。

刑事法に規定された事由のリストは、刑事法における予見可能性の要件から、必然的に限定的でなければなりません（すなわち、「その他類似の地位」というカテゴリーを含んではならない、ということです）。

## J. 差別と表現

表現と差別禁止法との関係は複雑です。

表現とコミュニケーションは、差別禁止法において禁止されている行為である差別事由に基づくハラスメントを引き起こす行為の構成要素になり得ます。

表現とコミュニケーションはまた、反差別法においては、意図や動機の証拠となる可能性もあり、差別の指示に関するケースにも関わります。

国は、年齢、障害、性別表現および性自認、国籍、人種または民族性、宗教、性、性徴ならびに性的指向を含むがこれらに限定されない、国際法の下で認められたすべての事由に基づく暴力、差別および敵意または憎悪の扇動を禁止しなければなりません。

国際法はまた、特定の人種または特定の皮膚の色や特定の民族的出身の集団が優れているという考え方や理論に基づいた、あるいはいかなる形であれ人種的憎悪や差別を正当化し、または助長しようとする、あらゆるプロパガンダとあらゆる組織を、国が非難することを求めていきます。

禁止は必ずしも犯罪化を意味するわけではありません。国は、犯罪化を必要とする表現、民事上または行政上の罰則を必要とする表現、および他の形の対応に値する表現を区別すべきです。また国は、ヘイトスピーチに対する措置の適用が、いかなる個人または集団に対するいかなる形態の差別ももたらさないようにする必要があります。

国や地域レベルの裁判所は、ヘイトスピーチに関する事案について、差別禁止法に基づいて判決を出しています。地域レベルの法廷では、マイノリティ、そしてその他の疎外された人や集団がヘイトスピーチにさらされ、かつ公的機関による対応が不十分であった場合、国が無差別に対する権利を侵害したと判断しています。

ヘイトスピーチは、特に、教育、意識啓発、被害者による反論を可能にする支援、多様性をたてるメッセージを伴う公共情報キャンペーンを含むポジティブな情報の普及といった、積極的な介入によって対処されるべきです。

## K. 平等、包摂、多様性の推進

国の国際条約上の義務は、単に法律で差別を禁止するだけでなく、事実として差別を撤廃することを要求しています。差別の文化的・社会的因素に取り組むために前向きかつ積極的な措置をとることは、これらの義務に欠くことのできない要素です。そのためには、反差別法の枠内で強制力のある義務や責務に基づき、かつ裏打ちされた、包括的な行動計画が必要です。国を拘束する義務には、以下のものをはじめとする、偏見、固定観念、ステイグマと闘うための積極的な措置の策定が含まれます。

- ・ 権利保持者のエンパワーメントと参加。
- ・ 制度における多様性、包摂、平等な代表性を促進するための措置。
- ・ 偏見、固定観念、ステイグマに対抗し、教育を通じて多様性、包摂、平等を促進するための措置。
- ・ 主流メディアとソーシャルメディアの両方を含む、メディアとより広範な意識啓発の活動とを通じて、人々の認識を啓発すること。
- ・ 公務員を含む個人およびあらゆる生活分野の集団に対し、平等および無差別に関する法律と原則、ならびに権利保持者の状況と経験について研修を行うこと。

国が、差別の撤廃と参加の平等を確保するための義務を果たし、その公約を尊重するためには、その取り組みは偏見、固定観念、ステイグマとの闘いを包含するだけでなく、それ以上のものでなければなりません。その焦点は、否定的な社会的勢力に対抗することだけでなく、平等で多様な、そして包摂的な社会を積極的に促進することにも当てられるべきです。

## L. 結論

必然的にこのガイドの大部分では、禁止し、防止し、執行する国の義務という消極的側面に焦点が当てられています。これらの措置は、国が無差別に対する権利を尊重し、保護し、充足する義務を果たすためには、絶対に必要かつ不可欠なものです。しかし、このような法律の制定は終わりではなく始まりであり、天井ではなく、そこから構築するための床を意味します。最終的には、国は包括的反差別法を制定し、これらの法律を平等で多様な、そして包摂的な社会を促進し達成するための制度全般にわたる取り組みのプラットフォームとして、あるいは基礎として利用することによってのみ、平等と無差別に対する権利を実現することができるのです。